

平成23年第6回沖縄県議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案3件、条例議案4件、議決議案13件、認定議案23件、諮問議案1件の合計44件であります。

それではまず、甲第1号議案から甲第3号議案までの予算議案についてご説明申し上げます。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業のほか、災害への対応など当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する経費として、41億7,663万5千円を計上しており、

これを既決予算額 6,128億2,205万8千円に加えた改予算額は、6,169億9,869万3千円となります。

歳出の主な内容について御説明申し上げますと、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業に2億1,829万3千円、災害により緊急な対応を要する事業に13億1,929万2千円、地域医療再生臨時特例基金等の基金を活用して実施す

る事業に21億8,210万2千円、その他の事業に4億5,694万8千円を計上しております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 16億8,542万3千円

地方交付税 10億4,610万6千円

繰入金 6億8,055万1千円

などとなっております。

甲第2号議案「平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、消費税納付額の増により所要の補正を行うものであります。

甲第3号議案「平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、宮古病院の医療機器の整備等について、所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第4号議案までの条例議案について、御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の大規模な被災状況を踏まえ、本県の防災体制の更なる強化を図るため、沖縄県防災会議の委員の数を増員する必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人県民税の寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるとともに、個人事業税等の不申告に係る過料の額の引上げ等を行うため、条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例」は、地域保健法の一部が改正されたことに伴い、保健所運営協議会の設置根拠及び組織について定めるため、条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、那覇市宇栄原地区の一部における住居表示の実施に伴い、所要の改正を行うため、条例を改正するものであります。

次に、乙第5号議案から乙第17号議案までの議決議案について、御説明申し上げます。

乙第5号議案「工事請負契約について」は、国道507号高津嘉山たかつかざんトンネル新設工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規

定により、議決を求めるものであります。

乙第6号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、儀間ダム本体建設工事の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。

乙第7号議案及び乙第8号議案「財産の取得について」は、新石垣空港に配備する空港用化学消防車及び空港用救急医療搬送車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

乙第9号議案「訴えの提起について」は、建物明渡等請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第10号議案及び乙第11号議案「交通事故に関する和解等について」は、交通事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

乙第12号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解を

し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

乙第13号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

乙第14号議案「那覇港管理組合規約の一部変更について」は、那覇港管理組合規約の一部を変更することについて、那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

乙第15号議案から乙第17号議案までの「流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について」は、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の維持管理運営の健全化を図るため、当該維持管理に要する負担金を改定する必要があることから、下水道法第31条の2第2項の規定により、議決を求めるものであります。

次に、認定第1号から認定第23号までの議案

について、一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成22年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、議会の認定に付するものであります。

最後に、諮問第1号「軌道敷設の特許申請に伴う意見について」^{ふせつ}ご説明申し上げます。

沖縄都市モノレール株式会社が行う軌道敷設の特許申請について、軌道法施行令第2条第1項の規定により内閣府沖縄総合事務局長から意見を求められているので、同条第2項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。